

金融庁の業務

主要政策: 安定的で活力ある金融システムを構築するとともに金融市場の効率性・公正性を確保し、もって国民の利益の向上や国民経済の発展に資するため、以下の主要施策を推進

利用者保護に配慮した金融のルールの整備等(総務企画局関係)

利用者保護と金融機関自身による創意工夫の促進を図ることで、利用者の満足度が高く、活力ある金融システムを構築するため、現行規制を見直しながら、金融実態に対応した分かりやすいルールを整備。

金融市場の効率性・公正性の前提となる適切な情報開示を確保するため、企業会計基準の設定その他企業の財務に関するルールを整備。

金融商品・サービスについての国民の理解の増進を図るため、金融経済教育を推進。

利用者保護を図り、利用者の目線に立った金融行政を推進するため、金融行政及び金融商品・サービスに関する利用者からの質問・相談・意見等に対応。

明確なルールに基づく透明かつ公正な事後チェックの実施(検査局、監督局、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会関係)

【信用秩序の維持、利用者保護の観点から金融機関の財務の健全性や業務の適切性を確保】

必要に応じ金融機関への立入検査を行い、経営実態に応じた経営管理(ガバナンス)態勢、法令等遵守(コンプライアンス)態勢及び信用リスク・システムリスク等、各種リスク管理態勢等を検証。(検査局関係)

金融機関が抱える様々なリスク状況に係る計数等を定期的にモニタリングし、金融機関の経営実態を継続的に把握。(監督局関係)

上記を通じ、金融機関の財務の健全性や業務の適切性について問題が把握された場合には、早め早めの業務改善命令・業務停止命令等の監督上の対応を実施。万一、金融機関の健全性が悪化し危機対応の必要性が生じた場合には、預金者・借り手・地域経済等への影響を最小限にとどめるべく、必要な措置を速やかに実施し金融システムの安定を確保。(監督局関係)

【市場の透明性・公正性を確保し投資者の信頼を保持するための市場監視】

日々の市場監視、企業のディスクロージャーの正確性に関する検査、証券会社等に対する検査、課徴金事件の調査、刑事罰を課することが適切と認められる事件等の監視活動を実施。これらを通じ、法令違反等が認められた場合、金融庁長官等への行政処分等の勧告や検察への告発を実施。(証券取引等監視委員会関係)

【企業の財務情報の信頼性を担保する公認会計士監査の質の確保と実効性の向上】

日本公認会計士協会が監査法人等の内部管理や審査体制について行う「品質管理レビュー」を審査するとともに、審査の実効性を確保するための監査法人等への立入検査、金融庁長官への勧告、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議を実施。(公認会計士・監査審査会関係)

国際的に調和のとれた金融行政の確立に向けた国際機関における議論や二国間金融協議等に関する全庁的な取り組み

金融の国際化・構造変化に対応し、国際的に開かれた金融システムを構築するため、外国金融当局との協力関係を緊密化し、情報交換等を促進。また、金融システムに関する国際的ルールの策定に積極的に貢献。